

第 1 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

3 月 8 日

令和4年第1回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 4 年 3 月 8 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 会	令和4年3月8日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	令和4年3月8日 午後1時58分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	2 番	宮 平 喜 文	7 番	中 村 秀 克
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 勇		
	6 番	宮 平 清 志		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	5 番	中 村 勇	6 番	宮 平 清 志
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 和 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	教 育 課 長	中 村 悟
	副 村 長	宮 平 真由美	会 計 課 長	石 川 聖 子
	教 育 長	垣 花 健	産 業 振 興 課 参 事	糸 嶺 直 生
	総 務 課 長 兼 住 民 課 長	宮 平 壮一郎		
	産 業 振 興 課 長	宮 平 明		
	船 舶 ・ 観 光 課 長	松 田 力		

令和4年第1回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（令和4年3月8日午前10時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		施政方針
6		一般質問
7		提出議案の説明（議案第5号～議案第10号まで）
8	議案第5号	令和3年度座間味村一般会計補正予算（第14号）について
9	議案第6号	令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
10	議案第7号	令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
11	議案第8号	令和3年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第5号）について
12	議案第9号	令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）について
13	議案第10号	令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第5号）について

○ 議長（中村秀克）

ただいまから令和4年第1回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 中村 勇議員及び6番 宮平清志議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月10日までの3日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から3月10日までの3日間に決定いたしました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりであります。朗読を省略いたします。

諸 般 の 報 告

令和3年12月16日～令和4年3月10日

12月21日	例月出納検査（特別会計）
12月22日	例月出納検査（特別会計・一般会計）
1月25日	例月出納検査（特別会計）
1月26日	例月出納検査（特別会計・一般会計）
〃	南部離島町村長議長連絡協議会役員会 南部地区市町村議会議長会定例会
2月 1日	令和4年座間味村議会第1回臨時会
2月 8日	令和4年第60回沖縄県介護保険広域連合議会定例会
2月17日	沖縄県町村議会議長会 第51回定期総会
2月18日	沖縄県離島振興市町村議会議長会 第13回定期総会
2月21日	令和4年第1回南部広域行政組合議会 定例会
2月22日	例月出納検査（特別会計）
2月24日	例月出納検査（特別会計・一般会計）
2月24日	南部広域市町村圏事務組合議会 定例会
2月25日	町村議会議員・職員研修会
3月 1日	全員協議会
3月 8日	令和4年第1回座間味村議会定例会（3月8日～3月10日）

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。今日も一日よろしくお願いたします。

行 政 報 告

令和4年3月8日

令和3年第4回座間味村議会定例会（令和3年12月15日）以降の主な事項について、行政報告をいたします。

令和 3年12月15日	株式会社新洋／院庄林業、村長表敬
12月16日	沖縄県町村会事務打合せ
〃	沖縄県離島海運振興株式会社定時株主総会
12月17日	沖縄県基地対策課面談
12月20日	WWF挨拶まわり
〃	沖縄県町村会事務打合せ
12月21日	WWF挨拶まわり
〃	沖縄県薬剤師会、沖縄県看護協会、沖縄県医師会への要請
12月22日	新垣よしとよ沖縄県議会議員面談（リモート）
12月24日	離島振興関係予算に係る要望活動
12月25日	西銘大臣面談
12月27日	沖縄県振興審議会
〃	松本洋平衆議院議員面談
12月28日	ポナン社伊地知氏面談
令和 4年 1月 1日	船舶安全祈願
〃	座間味島青年会新年式典
1月18日	総務省市川参事官面談
1月19日	沖縄県町村会等事務打合せ
1月20日	沖縄県企画部 宮城部長面談
1月26日	南部離島町村長議長連絡協議会定例会
1月27日	全国自治協会評議員会
〃	全国町村会理事会
〃	全国町村職員生活協同組合総代会
〃	沖縄県・沖縄県市長会・沖縄県町村会事務打合せ
1月28日	沖縄振興会議
〃	沖縄振興市町村協議会
〃	沖縄県町村会正副会長会議
2月 1日	新年度予算ヒアリング
〃	座間味村臨時議会
2月 2日	大和リース宮下所長面談
〃	松本浦添市長面談
2月 3日	南部広域行政組合理事会

令和 4年	2月	3日	沖縄県過疎地域振興協議会理事会
		〃	沖縄県離島振興協議会理事会
	2月	4日	水中ドローン実証実験記者発表事前打合せ
		〃	沖縄県土地開発公社幹事会
		〃	沖縄県町村会理事会
	2月	7日	南部広域市町村圏事務組合理事会
	2月	8日	沖縄銀行 山城頭取面談
		〃	市町村職員互助会理事会
	2月	9日	全国離島振興協議会理事会
	2月	10日	内閣府 畑山参事官面談
		〃	離島振興法改正・延長実現総決起大会
		〃	離島振興法改正・延長実現要望運動
		〃	西銘大臣面談
	2月	14日	南部市町村会総会
	2月	16日	地域医療従事者・地域おこし功労表彰式
		〃	沖縄県町村会総会
		〃	沖縄県町村土地開発公社理事会
		〃	沖縄県国民健康保険団体連合会総会
	2月	17日	沖縄県過疎地域振興協議会定期総会
		〃	沖縄県離島振興協議会定期総会
	2月	22日	沖縄県市町村職員互助会役員会・総会・講演会
		〃	沖縄県市町村職員共済組合理事会
		〃	沖縄県市町村職員共済組合組合会
	2月	24日	沖縄県市町村総合事務組合事務打合せ
		〃	沖縄県離島海運振興株式会社取締役会
	2月	25日	南部広域行政組合臨時理事会
		〃	南部振興会正副理事長会議
		〃	南部市町村会事務打ち合わせ
	3月	1日	山田ひさし観光大使面談
	3月	2日	沖縄県市町村総合事務組合議会定例会
	3月	3日	沖縄県町村会、南部市町村会事務打合せ
	3月	4日	株式会社OCC村長表敬
		〃	沖縄銀行人事部面談

お手元にお配りしたとおりでございますので、お目通しをよろしくお願いいたします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

これで行政報告は終わりました。

日程第5．施政方針を行います。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

では、私から令和4年度施政方針を申し述べさせていただきたいと思っております。

令和4年度施政方針

1 はじめに

本日、令和4年第1回座間味村議会定例会の開会にあたり、令和4年度の予算をはじめとする諸議案など、村政運営に対する私の基本的な考え方について申し述べる機会を賜り、お礼を申し上げます。

平成21年6月に村民の皆様への負託を受け村長に就任し、昨年6月より4期目の村政運営のかじ取りをお任せいただきました。村民の皆様には改めて感謝申し上げるとともに、決意を新たに村政の発展のために取り組んで参る所存です。

昨年は本村職員による公金横領が発覚し、行政に対する村民の皆様への信頼を失ったことに対し、この場を借りて改めてお詫びを申し上げます。職員研修の実施や公金取扱いマニュアルの作成、外部人材の登用の他、那覇事務所のアウトソーシングの検討等、再発防止及び信頼回復に向けて努めて参りますので、引き続き議員各位をはじめ皆様方のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私は、村長に就任以来、行財政改革をはじめ、子育て支援や住民福祉の向上、観光を中心とする産業の振興等による定住促進を村政の柱に議員の皆様のご協力のもと取り組んで参りました。

令和2年国勢調査結果では人口892人と平成27年の国勢調査結果と比較して22人の人口増となり、微増ではありますが施策展開により一定の成果が上がってきたものと認識しております。

令和4年度においては、現在策定を進めている村政運営の基本となる「座間味村第五次総合計画」、昨年度策定した「第2期座間味村人口ビジョン・総合戦略」等の各種計画に基づき、各種施策に積極的に取り組み、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を始めとした様々な行政課題の解決に向け、職員と共に村政発展に努めて参ります。

「村政運営の基本姿勢について」申し上げます。

本村は島ちゃびの解消による「定住促進」、観光産業を中心とした「産業の活性化」、そして「行財政改革」を村政運営の柱としております。

定住促進においては、一括交付金事業及びハード交付金事業等の活用にて多用途住宅、定住促進住宅の建築により一定の成果を見せておりますが、それでも今なお不足する住宅環境において沖縄振興特定事業推進費を活用した民間事業者との協働による新たな取組へ着手するとともに、農業や水産業の基盤を整えることで就労の機会を増やすことに加えて、子育て支援、住民福祉の向上に取り組む、定住促進につなげて参ります。

産業の活性化に関しましては、コロナ禍で疲弊した産業の立て直しが急務であるとの認識のもと、国や県と連携し、切れ目のない公平感のある各種施策を展開して参ります。

また、一次産業の活性化は、リーディング産業である観光産業とリンクすることでその需要も伸び活性化すると基本的な考え方のもと、イノシシ対策をはじめ農業や水産業の基盤整備にも注力して参ります。

観光産業に関する取組については、昨年DMOの認定を受けた座間味村観光協会や環境省と連携しながら国立公園にふさわしい施設整備を進めて行く一方、持続可能な観光地づくりに向けて自然環境や集落環境保全を取り入れた景観計画条例や平成30年度に策定した観光振興計画に基づいた各種施策に取り組んで参ります。

各種施策の推進にあたっては、既存の補助事業の活用と併せて沖縄振興特別推進交付金事業等をしっかりと活用し、学校施設やリサイクルセンターの整備、平和の発信と後世へ史実継承のため戦跡整備事業についてもしっかりと取り組むなど座間味村の一層の発展につながる施策展開を図って参ります。

更に国においてはデジタル手続法が施行され、行政手続の原則オンライン化が順次進められており、デジタル化の動きは急加速しております。

本村においても、デジタルの優位性を最大限に活用し、住民サービスの向上や産業の振興を図ることで持続可能な自治体経営が行えるよう取り組んで参ります。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、アフターコロナを見据え昨年引き続き、国、県等の方針を基に万全な感染対策に取り組んで参ります。令和4年度も引き続き住民の安心安全は基より、コロナ過においても教育の機会が失われないような環境づくりや疲弊した産業振興にも積極的に取り組むとともに、観光客の皆様も安心して迎え入れられる体制づくりに全力で対応して参ります。

以上の基本姿勢に基づき調整した令和4年度当初予算は、特別会計を含め31億8千万円余りと予算規模が非常に大きくなっており、令和4年度予算においてもその財源の確保に苦慮する厳しい予算編成となりました。全ての経費について、徹底した見直しを図り、無駄を排除するとともに、公正公平な税負担や収納対策の強化や法定外目的税「美ら島税」による財源の確保などにより行財政運営を行って参ります。

また、本村の懸案事項である阿嘉島への駐在所の設置や港湾整備等についても引き続き国や県に支援を求めて参ります。

2 「主要施策の概要」について申し上げます。

第1に、「行政一般について」申し上げます。

定住促進とあわせて安定的な人口の増加は行政サービスの維持や学校運営等にとって重要な要素であります。

平成24年度から始まりました沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）につきましては、令和4年度以降についても政府において閣議決定がなされたところですが、予算額が大幅に減少され、今後真に必要なとする事業採択が必要となりました。引き続き島ちゃびの解消につながる各種事業の継続実施を始め、冬場の船賃低減化の実証実験等を盛り込み積極的に取り組んで参ります。

行政運営においては行政職員の人材育成は進んできたものの、近年、新職員の採用が非常に厳しい状況を迎えていることから、令和4年度において新たに離島町村が合同で行う「沖縄県離島町村職員採用共同試験」へ参画し職員の確保に努めるとともに民間企業からの外部登用による人材確保を図り複雑化する住民サービスに対しきめ細やかに対応できるよう取り組んで参ります。

また、村の財源の要となる税等の徴収率向上やふるさと納税を広く呼びかけ、財源の確保に努めて参りますが、コロナ禍の影響により令和4年度においても美ら島税をはじめ各種税の減収が想定され、基金の取り崩しなど厳しい財政運営になることも想定されることから、年度途中においても現予算のスクラップアンドビルドによる見直し作業を行い、コロナ禍における厳しい財政状況を全職員一丸となり乗り切るよう取り組んで参ります。

更に、中長期財政計画を策定し、持続可能な座間味村の発展と誰一人取り残さない社会づくりの実現に取り組んでまいります。

第2に、「福祉サービスについて」申し上げます。

福祉サービスにつきましては、昨年度スタートした「高齢者保健福祉計画」・「障害者福祉計画」に基づき、高齢者や障害者への福祉施策とあわせて、子育て支援等についても現計画に基づいた、「一人ひとりに寄り添い、必要に応じた福祉サービス」が提供できるよう、各種計画を着実に推進して参ります。

高齢者支援につきましては、コロナ禍で高齢者の皆様の集まる機会等が減少してきておりますが、感染対策を徹底しながら認知症対策等、工夫した各種事業の実施、継続及び充実を図ることで、高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で尊厳を保ち、生き生きと自分らしく暮らすことができる環境づくりに取り組んで参ります。

障害者支援につきましては、障害者・障害児施策の更なる推進を図るとともに、障害福祉サービスや医療費助成を継続して実施し、障害者・障害児が安心して家庭や地域で暮らすことができる環境づくりに取り組んで参ります。

これらの施策を実現するため、本村では、重度心身障害者の方に対する医療費助成や専門性の高い治療や福祉サービスを受ける為、島外への通院等が必要な方に対し船舶運賃及び宿泊費の一部を助成する事業等を引き続き実施して参ります。

令和4年度も村社会福祉協議会や各診療所、座間味偕生園及びサテライト阿嘉と連携を図りながら、より質の高い幅広い福祉サービスが住民の皆様に提供できるよう、福祉施策の充実・拡充に引き続き取り組んで参ります。

子育て支援につきましては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図るために、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ包括的な支援を行って参ります。

親と子の健康支援を始めとする各種事業の継続実施と、将来を担う子どもたちの特性に合わせた療育相談の実施については、村教育委員会と緊密に連携し家庭支援の充実を図ります。

令和3年度はコロナ禍の中、小児定期予防接種や乳幼児健診につきましては、感染症予防対策をしっかりと講じながら実施して参りました。令和4年度も感染症予防対策を徹底し、各種予防接種や乳幼児健診を実施して参ります。

また、妊産婦健診にかかる船賃及び宿泊費の補助や産後ケアを目的として令和2年度から導入した、妊産婦健康診査2回分にかかる費用を助成する妊産婦健康診査事業、出産助成金の支給、中学3年生までのこども医療費の現物給付など引き続き支援を行って参ります。

保育事業につきましては、阿嘉島、座間味島の子育て支援員の方々や村内民間保育所と連携を図り子育て世帯の支援を行って参ります。

第3に、「保健・医療について」申し上げます。

保健・医療については、「村民の健康づくり」のため、医療・保健・福祉の連携強化を図り、特定健診並びに各種がん検診の受診率の向上に努め生活習慣病予防対策に取り組むとともに、その他、感染症の予防接種につきましても医療機関と連携し、接種率の向上に努めて参ります。特に新型コロナウイルスに係るワクチン接種については、年度内に3回の接種を行うなど短い期間で多くの関係者の協力を得て対象村民の約7割近くが接種することができました。新型コロナウイルス感染症の終息は未知であります。引き続き国・県の方針のもと予防対策にしっかりと取り組み村民が安心できる環境づくりに努めて参ります。

国民健康保険事業につきましては、財政運営の主体が沖縄県になり5年目になります。今後も県と連携しながら制度の円滑な運営が行えるよう適切に対応して参ります。

また、国民健康保険事業につきましては医療費負担が年々増加の一途をたどっていることから事業の適正化・健全化を図るため「第2期座間味村国民健康保険データヘルス計画」に基づく生活習慣病対策及び特定保健指導、特に糖尿病等の重症化予防の強化に取り組んで参ります。

後期高齢者医療事業に関しても、被保険者の健康づくりの支援を行い、医療費の適正化と収納率の向上により財政の健全化に努めて参ります。

第4に、「産業の振興について」申し上げます。

観光産業については平成26年度の国立公園指定以降順調に伸びていた観光入域客数は新型コロナウイルス感染症の影響により急激に減少し、世界的規模で経済が低迷している中、本村においても観光産業は大打撃を受けております。WITHコロナ・AFTERコロナを見据え、感染症対策をしながら観光を満喫して頂けるような施策を実施し、安心安全な観光地を目指します。また、既存のイベントについても、これまで以上に感染症対策を十分に実施し、令和3年度に完成しました屋外ステージを活用し、イベントを開催致します。その他にも、安心安全な観光をテーマとするPR素材制作やクルーズ船の誘致、姉妹村である孺恋村とタイアップした誘客イベント等、村観光協会を軸に各種団体との連携を密にしながらコロナ禍以前の活気ある観光の回復に繋がる施策を実施して参ります。

また、村商工会とも連携し、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けている村内事業者に対し、経済支援を引き続き行くとともに、観光業復活の一助となる特産品開発への助成等、座間味村の新たな魅力の掘り起しに取り組んで参ります。

令和4年度におきましても本村観光産業の核となる観光協会の基盤強化に向けて、引き続き問題・課題などの解決に繋がる定期的な議論を行って参ります。

農業につきましては、令和3年度から4年度にかけ、5年ごとに実施しております農業振興地域の整備計画見直し作業をおこなってまいります。令和3年度は、基礎調査を実施し住民説明会を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大抑止の観点から住民説明会を実施できなかったことから感染状況を踏まえ、令和4年度早期に住民説明会を実施し理解を得ながら、基礎調査を基に実施計画の策定をおこなって参ります。

また、基礎調査において実施した農地所有者を対象とした農地利用に係るアンケートの意見も踏まえ、農地利用の状況を把握するとともに、遊休農地解消に取り組んで参ります。あわせて農業委員会による新規就農への支援活動や積極的なアドバイス、営農計画の策定など、農業の振興に向けた仕組み作りを確立し農業の振興を図って参ります。

近年問題となっている外来イノシシについては、令和3年度に引き続き、沖縄県の「指定管理鳥獣捕獲等事業」を活用しながら本村の「有害鳥獣対策事業」を推進することで農作物被害対策を行うとともに、村内からの根絶を目標として事業を進めて参ります。また、村内での捕獲体制を確立するために、捕獲従事者の育成に取り組んで参ります。捕獲には高度な技術を要するため、有識者を招いた講習会や県外での講習会への派遣を検討致します。

水産業におきましては、座間味村漁業協同組合と連携し、漁獲物の付加価値向上を図り、ブランド化と安定した需要確保の観点から、ふるさと納税の返礼品としての活用も視野に入れ、特産品開発支援や漁業用餌等の貨物運賃補助を引き続き行い、更なる水産業の発展に努めて参ります。

阿嘉島のサンゴ種苗生産センターにつきましては、現在、施設が利用されていないことから、今後、当施設の利活用についての議論を深め、産業と雇用の創出につながる仕組みを検討して参ります。

これらの施策展開により、村民へ新鮮な農水産物の安定供給ができる仕組みを構築し、第一次産業の魅力向上と農水産業全体の活性化につなげていく所存です。

林業につきましては、令和4年度も引き続き造林事業による除伐、施肥下草刈を実施し、引き続き適正な森林の保全を図って参ります。

第5に、「施設やインフラ整備について」申し上げます。

これまで船舶利用者の要望の多かった座間味港の係留箇所及びゲストバース整備に向けて住民の合意形成

を図り、沖縄県の事業化に向けて調整を進めて参ります。

阿嘉漁港整備につきましては、令和3年度に沖縄県の事業にて老朽化した第2防波堤の一部を撤去・解体し、新たな消波ブロックを設置する改良工事が行われました。今後も阿嘉漁港内の安全性をより向上させるため、引き続き沖縄県と協議を行って参ります。

河川の管理については、令和3年6月に大雨による道路の冠水や住宅の浸水被害が発生いたしました。過去にも同様の事例があったことや、近年、頻発する大雨の増加、台風の大型化による集中豪雨が懸念されることから、住民の安心安全な生活を確保するため沖縄県へ内川2級河川上流部の整備の要望を既に行っております。早急に着手していただくよう引き続き要請して参ります。

道路整備につきましては令和2年度に村内7つの橋について橋梁長寿命化点検調査を行った結果、慶留間橋の老朽化が指摘されました。慶留間橋については昨年度、県道に認定されていることから県へ早急な対策を要望して参ります。

また、古道の整備として行う阿嘉地区観光道路整備事業につきましては、希少野生動物であるケラマトカゲモドキの発見や国立公園事業執行協議に時間を要したことから、繰越事業となりましたが共存できる設計変更が完了しておりますので、令和4年10月には供用開始できるよう整備を進めて参ります。

また、村道慶留間阿嘉線・村道慶留間里原線の県道格上げにつきましては、令和3年4月に県道慶良間空港阿嘉線とし県道認定されております。現在、沖縄県で区域の変更手続きを行っており、手続き完了後はすべての管理を沖縄県で行うこととなります。県道に移管されたことにより今後の維持管理や災害等での財政負担の軽減が見込まれます。

集落内の道路については、多くの要望がありますが、財政状況を踏まえ、補修計画に沿って補修工事を実施して参ります。

座間味島のイビヌメー前の公園整備につきましては、令和3年度に2度工事入札を行いましたが、不調・不落となり繰り越し事業となり契約に至りませんでした。隣接する環境省の「青のゆるる館」と一連の施設として、観光客や村民が内海や港の光景を眺めながら憩える緑地公園の早期完成に努めて参ります。また、シャワー施設やトイレ、バスの発着地点を併設し安全性や利便性の向上を図ります。

公共交通におきましては、令和4年度よりバス事業の民営化、並びに阿嘉、慶留間の運行実施に向けて令和3年度に協議を行ってまいりましたが実現に至りませんでした。令和4年度以降も引き続き協議を重ねて参ります。

村内航路みつしまにおきましては、村民間の交流や観光振興に資することを目的に、夜間運航の検討等更なる利便性の向上に努めてまいります。

第6に、「住宅環境整備について」申し上げます。

住宅環境の整備につきましては、内閣府の離島活性化予算を活用し、令和2年度において座間味島及び阿嘉島に定住促進住宅を整備し、令和3年度にて全世帯の入居も決定し一定の成果を収めております。公営住宅につきましては、老朽化に伴う修繕に多額の費用を要しており計画的に修繕を行うことでより快適な住居空間の確保に努めるとともに、新たな公営住宅建設につきましては入居希望者の状況調査等を行い必要に応じて検討していきます。

その他、住宅の困窮状況等の実態を調査し、公営住宅や定住促進住宅の入居条件に合わない住宅困窮世帯の為に官民一体となった新たな制度設計の創設を含め住環境整備についても関係機関とも調整を図り取り組んで参ります。

第7に、「廃棄物及び環境への取組について」申し上げます。

廃棄物処理につきましては、座間味島の溶融炉施設の解体跡地に資源化施設のリサイクルセンターを整備いたします。本事業は大型工事のため、債務負担行為による年度をまたぐ事業発注となり、令和3年度に終了した実施設計に基づき令和4年度中に工事を完了し、令和5年4月供用開始に向け取り組んで参ります。

可燃ごみにつきましては、引き続き那覇市・南風原町環境施設組合の協力のもと委託処理を行います。不燃ごみ、資源ゴミの一部については、県内での受入れ処理が厳しい状況が続いており、処理ルートの確立に努め、島内にゴミを貯めない仕組みを構築してまいります。

また、毎年実施している海岸漂着物対策事業につきましては、令和4年度も継続実施し住民及び子供たちへの「環境教育」も引き続き実施して参ります。

昨年の夏におきた小笠原諸島海底噴火による、軽石が本村にも漂着しております。主要海岸やビーチに漂着した軽石については、令和4年4月より沖縄県による除去作業が実施される予定となっております。その他の海岸については、沖縄県と協議を行いながら海岸漂着物対策事業を活用し、村で撤去を行います。最終処分については沖縄県の指示の下、村外へ搬出処理を行う計画となっております。

令和3年度において幾つかの不法投棄を確認しております。国立公園にふさわしい美ら島づくりには不法投棄対策の取り組みが必要と考えており、令和4年度は実態把握を行い、関係機関との連携及び広報誌等での周知呼びかけを図って参ります。

なお、これ迄苦情が多く寄せられています飼い主のいない猫対策について関係機関の協力を得て、新たな取り組みを検討・構築して参ります。

第8に、「簡易水道事業について」申し上げます。

水道事業については、沖縄県企業局を主とした水道広域化事業において阿嘉・慶留間島で海水淡水化施設が令和3年3月末から運用を開始しており、これまで以上に安心安全で安定した水道供給ができるようになりました。

座間味島におきましても1日も早く安心安全な水を安定供給できるよう、浄水場の早期建設・供用開始に向け引き続き沖縄県企業局に対して強く要望して参ります。

管路の布設替えについては、令和4年度は座間味地区及び慶留間地区の管路更新工事を行います。

簡易水道事業経営安定化の財源となる水道料金現年分、過年度未収金分の徴収についても引き続き強化を図って参ります。

第9に、「下水道事業について」申し上げます。

下水道事業においてはストックマネジメント計画の取り組みを令和元年度より実施しております。令和4年度は引き続き阿佐地区の機器改築更新を行います。阿嘉・慶留間地区の集落排水においては、昨年度に引き続き沖縄県で進めております汚水処理事業の広域化を視野にいれ管理運営について検討を行っているところです。また、阿嘉地区にあります漁業集落排水処理場においては、施設内の機械の一部老朽化に伴い整備を行って参ります。引き続き安定的に処理できるよう日頃の点検等適切な施設管理を行います。

接続率の向上に関してもすべての地区において啓蒙活動を行うとともに、下水道事業経営安定化の財源となる使用料の徴収に関しても強化を図って参ります。

また、地方公営企業法の適用、財政状況を明確化させることを目的とした公営企業会計方式の導入に向け引き続き取り組んで参ります。

第10に、「航路事業について」申し上げます。

航路事業につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に引き続き令和3年度におきましても旅客数等の落ち込みによる歳入の激減により、経営面において大変厳しい一年となりました。

そのような状況下にも関わらず、令和3年9月に元那覇出張所所長による公金横領が判明し、本村の行政に対する村民の皆様の信頼を損ねたことを深くお詫び申し上げます。今後、信頼の回復と再発防止に努めてまいります。再発防止策といたしまして、担当課においては発券システムの改修を早急に行い、システムのID管理や、現金取り扱いを必要最低限にするため電子決済を導入致しました。また、3月に策定しました公金取り扱いマニュアルの遵守、定期的な人事異動や那覇出張所長と課長を一定期間交替するなど、内部のチェック業務も強化するとともに、将来的には発券業務のアウトソーシングも視野に入れ再発防止に努めてまいります。

このような大変厳しい状況下ではありましたが、令和2年12月に着工した新造船が、昨年11月に当初の予定通り就航することができました。

新造船はこれまでの高速船より村民・観光客の皆様の更なる利便性向上に寄与できるものと確信しております。その一方でリース料金の支払い開始と併せて新型コロナウイルス感染症や社会情勢の影響により今後も収益が左右されることが想定されることから、航路事業の経営安定化を図るため、中長期的な経営計画を立て、貨物運賃等の徴収強化とあわせて経費削減を行って参ります。

また、観光客の入域の通年平準化を目標に新たな事業といたしまして、観光客向けに冬季船舶運賃低減化実証実験を取り入れ閑散期の誘客に取り組んで参ります。

令和4年度も航路事業の更なるサービスの向上に努めるとともに、航海安全を第一に、感染症対策の徹底、村観光協会や他の組織との連携を図り利用者の増加につながる取組を行って参ります。

第11に、「教育について」申し上げます。

国際化・情報化が進展する変動の激しい21世紀を力強くたくましく生き抜くため「知・特・体」の調和により「生きる力」を育み幼児児童生徒一人ひとりに確かな学力を身に付ける取組を推進します。

先ず学校教育については、座間味村学力向上推進プロジェクトⅡの主要施策を基本とし、具体的な方策を立て総合的な取組を実施します。主要施策の「3つの視点」に基づき「授業の質的改善と学校改善」の取組を推進し、児童生徒が自立し多様な未来を思い描けるよう引き続き取り組んで参ります。

これまで、各校において授業の見直し改善等に取り組んできた結果、本村の児童生徒の学力は着実に伸びており全国学力・学習状況調査結果においては、小中共に対象教科で全国トップクラスの結果を出しています。

今後も、この結果を維持し、さらなる向上を目指して引き続き授業改善等に取り組んでいくとともに、将来に夢を持ち主体的に学べる児童生徒を育成できるよう各学校の特色を生かした取組を支援して参ります。

また、デジタル教科書やタブレット等のICT機器を積極的に活用し学習意欲及び学力向上を図ります。併せて「GIGAスクール構想」を計画的に実施し、引き続き学力向上に資するICT環境の充実に努めて参ります。

また、外国人指導助手（ALT）の配置や、新型コロナの影響により2年連続で中止となっています海外ホームステイ事業、孀恋村交流事業については実施を予定しており、児童生徒の視野を広めるとともに将来の座間味村を担う人材育成に取り組んでまいります。

また、村出身の高校生を対象とした、年4回の船舶運賃を補助する村の事業と、国・県の補助金を活用した離島高校生支援事業の継続、小中学生の各種大会派遣費についても継続して助成を行い、保護者の負担軽

減と併せて児童生徒の学習意欲を高める環境づくりに努めて参ります。

更に住民課と協同で実施する療育相談支援については、専門相談員を委託配置し、定期的に相談事業を行うことで、支援を必要とする児童生徒への切れ目ない支援を実施し、その家族が安心して学校生活を送れるよう環境づくりに努めて参ります。

学校給食につきましては、学校給食共同調理場が、建築から39年経過し、老朽化による施設及び設備の更新時期を迎えている状況にあります。昨今、建築費が高騰する状況にあることから民間事業者を活用し、学校給食、保育所の給食、高齢者配食等、食育機能のある多機能施設の整備を検討して参ります。

また併せて、老朽化した調理機器等の段階的な更新を行い食の安全確保を図るとともに、衛生管理の徹底と地域食材を活かした旬の味覚を提供し、地域食文化の継承と、幼児児童生徒の健全な食生活の実践「食育」を目指してまいります。

幼稚園教育につきましては、引き続き「3年保育」を行うとともに、「預かり保育事業」の充実を図って参ります。

学校施設整備については、昨年末に阿嘉小中学校舎改築工事が着手され今年10月頃の竣工を待つばかりとなりました。工事期間中、幼児児童生徒の安全に充分配慮した対応をして参ります。

社会教育に関しては、地域のニーズに応える生涯学習の普及・拡大、村民の健康保持・交流促進等のため、社会体育の充実に取り組んで参ります。また、昔ながらの伝統文化の普及・継承のため地域人材を活用した伝統文化体験事業にも取り組んで参ります。

文化財保護事業については、国指定重要文化財高良家を核とし、各地域に点在している文化財の保護や、利活用に積極的に取り組み、学習教材や観光資源として活用されるよう努めて参ります。

また、国指定重要文化財高良家につきましては、火災の際に迅速に対応するため、令和3年度においてスプリンクラー等の防火設備の整備を行いました。今後、適正な維持管理を行って参ります。

一括交付金を活用した座間味村戦跡及び祈念碑等環境整備事業については、先の沖縄戦を後世に伝えるため、座間味村内に残存する戦跡等を拠点とした平和学習の推進を図って参ります。

地域に根ざし、地域の特性を活かした教育活動を通し「村づくりは人づくりから」「地域の子は地域で育てる」を基本理念に、引き続き地域の皆様のご協力をいただきながら、より良い教育環境づくりに取り組んで参ります。

以上、令和4年度の主要施策を申し上げます。

これらの施策をよりの確かつ効果的に展開できるよう、令和4年度当初予算については、

一般会計において、 19億1,621万3千円

特別会計において、 12億7,275万1千円

総額は、 31億8,896万4千円となっております。

終わりに、村議会をはじめ、村民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、私の令和4年度の施政方針といたします。

令和4年3月8日

座間味村長 宮里 哲

御清聴ありがとうございました。以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

これで施政方針は終わりました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

日程第6．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内をお願いいたします。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

皆様、おはようございます。先ほど村長施政方針、これが全てうまい具合に遂行、実施されれば、私たちは何も言うことはないと思います。それをチェックするのが、また我々の機関でもあると思います。私が一般質問で先頭バッターということは、過去議員7年、8年なりますけれども、恐らく初めてじゃないかなと思っています。大体最後か、最後から2番目ぐらいでいつもしゃべっている気がするんですけども、それはどうであれ、私は前から言っているように3月定例議会はそんなに質問には軽視していないと。新年度予算の中で目新しいこと、高額なもの、あるいは新規事業に対して聞いていこうというのが私のスタンスでありまして、3月議会はそんなに一般質問に重視はしていなかったんですけども、とりあえず恒例に従いまして二、三、質問したいと思います。

今世界では、このコロナ禍において戦争をしている。我々議会もそれに対して何らかの形で対応して、決議書か意見書か何か出さなければいかならうということで、町村会からいろいろ来るとは思うんですけども、そのときはそのときで対応したいと思っております。それによって、もともと高騰している燃料、先月2月末に燃料を入れに行ったら、2,000円分で1リットル178円、11.24リットル。約2,000円入れて、もう10リットルぐらいしか入らないと。もちろんこれは消費税も入っている。結局燃料が上がるといことは、みんな消費物価が全部上がるということで、我々生活に対する影響も相当出てきていると思います。そういう面では、もちろんロシアが小麦粉の輸出国を世界とか、あるいは燃料、ガス、いろんなことが今言われてはいるんですけども、ただ、やっぱり日本においても、もちろん沖縄においても生活物価が上がっていつているということで、生活も大変厳しい状況の今日この頃だと思います。

ちょっと前置きは長くなりましたが、この間、正月が終わったかなと思えば、本村はいきなり正月早々からコロナ騒動で、たまたま私は年始会で村長、副村長にお会いしましたけれども、年始会には参加したんですけども、元旦、2日と実はおうちから私は出ていなかったんですよ。ところが、おうちから私は出ていないんですけども、あちこち回ってきた人たちが私のおうちに来て、1日の晩、2日の晩と酒を飲み、結局正月気分を満喫した形になってしまいました。そういう形もあって実は1月4日、これから本題に入ります。PCR検査を受けました。というのは、結局私のおうちに来た人たちもあちこち回って、私も間接的に影響を受けたんじゃないかなということで、1月4日、並んでまでPCR検査を受けたんですが、その後、本村ではPCR検査を、私が那覇に行ったときにやっていたかどうかは知らないけれども、PCR検査をしていないと思うんですよ。お隣の渡嘉敷では、事務局長やほかの議員から聞くと、毎週月曜日に発生してからはやっているということを知ったんですけども、うちは1月3日に1人、1月5日に1人、11日に1人、2月1日に1人、2月2日に2人というように発生して、去年はたしかPCR検査を毎週やって、結構行き詰まって、人が少なくなると2週間に一遍ぐらいやっていたはずなんですけども、なぜその後PCR検査をしなかったのか。私なりに想像するとキットがなかったのか。それとも沖縄県全体がそれに対して沸騰して

いるもので、本村として多少そういう面であれしたのか。まずそこからお聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

それではまた3日間、議会のほうよろしく申し上げます。ただいまの御質問にお答えさせていただきます。まず本村のほうが1月4日の検査以降ですが、その後2月1日にも検査のほうは実施させていただいております。何よりもまず検査につきましては委託で実施しておりまして、実は12月31日で委託期間が一旦切れておりました。再委託を組まないといけないということで先方と相談させていただいて、1月4日には臨時的にさせていただいて、契約を結んだところです。これまでの契約につきましては、原則2週間に1回ということと、こちらのほうで発生患者が多くなった場合には1週間、渡嘉敷村と同様に過去8月、9月とさせていただいたところです。今回新たに契約のほうを3月31日まで、予算のほうも補正をさせていただいて取り上げたんですけれども、医療機関のほうも今新たな株で非常に検査体制、実施が厳しいということで、なかなか来ていただくこともできないということで、村のほうで直営で今やっているという状況です。そういった形で、これまでは2週間に1回という原則でやっていたんですけれども、医療機関のほうは今非常に検査対応が厳しいということで、現在はもう不定期に取り扱っている状況でございますが、一応3月31日までは契約いたしましたので、ケース・バイ・ケースに応じて実施体制は住民課のほうで整えているといった状況となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

じゃあこれは今後もし再発、あるいはまた二次感染者が出たときには、またPCR検査もやるという考え方でいいんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

発熱等がありましたら、まず一時的には診療所での対応に、行政検査の対応になってくると思います。また、診療所のほうでやはり件数が多くなって来た場合には村のほうにも依頼等が来ますので、そのときにはまた診療機関ともしっかりとタイアップして、村のほうも実施できるように体制のほうを取らせていただきます。なお、一応一通りキット等も最低限のほうは今確保している状況でございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。去年あれだけやったのを、今年は2月1日にやったというのは今知りませんが、すみません。じゃあそういう形で進めていってほしいと思います。今、沖縄県は現状まん延防止は解除になったんですけれども、先週まではその前の週よりも多くて、昨日、おとついかからは少しずつ減ってはいますが、さらにステルスオミクロン株（BA. 2）、感染力が1.4倍とも言われています。派生型が沖縄でも確認されていると。我々議員の皆さんは先月、2月25日、議員研修会で県立中部病院の高山先生、講習会も聞いてまいりました。その先生いわく、第6波が終わらんうちに3月中旬からまた4月、遅くとも5月のゴールデンウィーク前後ぐらいには第7波が来るというような予想を専門家の中ではやっている。我々はこの前、これを議員講習会で聞いてまいりました。となると、これから先も、まだ6波も収まっていないのに、

これからこうなってくると、この発生を防ぐためには当然3回目のワクチンがもちろん国や県も言われています。この前、とりあえず3回目のワクチンを接種しましたが、当然これは3回目というのは1回、2回やった人たちが対象となるんですけれども、その3回目のワクチンの本村での接種率はどんなものでしたか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

これにつきましては自治体接種別の件数データというのがございます。これを確認させていただきますと、内訳として12歳以上の対象者が776名に対して、538名の接種がございました。率にすると、約7割の69.33%の接種率となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。もちろん私の周りには二、三名、副反応があるから3回目を打っていない人もいはするんですよ。これ聞くと、3月にも追加接種があるというふうにこの人たちから聞いたんですけれども、そういう計画もあるんですか。ちょっとお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

一応3月、今公募を募集しております。1回目、2回目、受けていない方、事情によって受けていない方とか、3回目漏れの方も含めて今募集をしているところです。3月中旬にこの接種を終えたら、余ったワクチンについては期限がありますので他の市町村に回していこうということも考えておまして、これをもって令和3年度の最後の接種になるのかなと見込んでおります。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。それから本村は5歳から11歳までのワクチン接種は行っているんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

現在までは未実施でございます。これにつきましては実施市町村もございますので、他の市町村等の状況も見受けて、やはり小さなお子様になりますので、そこは慎重に検討して対応させていただきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

いずれにしても、まだコロナ禍は沈静化していません。また、さっきも言ったように1.4倍ぐらいの派生型が沖縄でも確認されているということで、私たちもずっと那覇と行き来はするんですけれども、3回打っているから大丈夫とかという問題じゃなくて、やっぱりその辺もう少し慎重にこれからは注視しながら、村民の安全安心を守っていただきたいというふうに思います。コロナに関しては以上で終わります。

続いてですけれども、肺炎球菌ワクチンについて。もちろんコロナもそうなんですけれども、亡くなる方

は結局肺炎で亡くなるわけですね。ところが、この肺炎球菌ワクチンというのは以前からコロナが発生する前から、当然65歳以上にはそれが何らかの形で一度は接種しなさいよというのが全国的に呼びかけられていると思うんですが、本村において、その65歳以上の方々に肺炎球菌ワクチンに対する周知というか、そういう働きかけがあるのかどうか。自分たちがもう六十五、六、七歳ぐらいになるものですから聞いてはいるんですけども、その辺どんなですか。教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

肺炎球菌に関しましてちょっと仕組みづくり、制度が難しいところがございます、初めての方が65歳になります。60歳から64歳の方につきましては、基礎疾患を持っている方も対象になっております。それから5歳刻みで70、75、80、85歳ということで歳の説明での対象となっております。また、これは仕組みが、最初の方は定期接種ということとなっております。2回目からは任意の接種で、自分で受けるという仕組みづくりになって非常にややこしいといえますか、分かりづらい制度でございます。一応本村に関しましては、最初に対象者になる方には個別に郵送による案内をさせていただいております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

座間味村は皆さん、私は人口統計表を一応持っているんですけども、この60から70歳まで、まず去年6月現在ですけども60から69歳まで126名、それから70から79歳までで77名。約200名近くが、60から70歳ぐらいに人口が集中しているんですよ。たまたま昨日、社協でちょっと理事会があって参加したんですけども、今、後期高齢者は非常に少なくなっていると。ということであるんですけども、ちょっと話がそれですけども、あと10年すると座間味村は超超超高齢化になるんですよ。今60から70歳は座間味村の人口全体で一番多く占めているんですね、ウエートが。ですから、もちろん本村の福祉部門、それから社協との連携も含め偕生園等もあるんですけども、そういうことからすると、今後未恐ろしいことも起こってくるなというふうに今思っています。それから、この肺炎による死亡者は65歳以上の割合が97.6%、これは新型コロナウイルス感染症による死亡者は含まれていないんですね。だからその辺もこれから先、ちょうどこの60から70歳に非常に人口がたくさん重なっております。いつまでも若い若いというふうな気持ちで私もいますけれども、これはいつ何時、自分の身にそういうのが起こるかもしれないので、もう少しその辺を今後の取組として、この球菌ワクチンの接種も、コロナが出たからというわけではないですけども、併せてこれも少し周知をしていただきたいなというふうに思っておりますが、村長、その辺に関してどんなですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。この件に関しましてはしっかりとまた周知をして、先ほど話がありました2回目以降につきましては任意だということもありますが、そこも含めてしっかりと周知をさせていただいて、村民の皆様方の安心、健康に資する施策展開を行ってまいりたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

冒頭から言っているようにコロナが出たから言うわけではないんですけれども、肺炎で亡くなる方も結構います。さっきも言ったように97.6%が65歳以上ということを念頭に置いて、この辺のことも今後の高齢化に向けての取組等も行ってほしいと思います。この件に関しては、ひとつ御協力も含めてよろしくお願いします。

次は、ウェルカム・パークの整備事業について。皆さん、この広報紙で当然載っているけれども、このウェルカム・パーク事業に関しては全然形が見えてこないんですね。先ほど施政方針の中にも載っていましたが、今度の繰越事業等もあって意味は分かっているんですけれども、一般住民からすると、このウェルカム・パーク事業が令和2年度には341万円の跡地利用設計をやって、令和3年度には4,946万7,000円、約5,000万円の補正を組んで、何かいかにも完成したような感じの書き方に取れるんですね。それで私たちも以前、設計を頂いたときにバス停を含め、ちょっと盛り上がったあれがあってという形で、その後、設計変更があって、形がどういふのが出来上がるのかなということを予想したら、今朝、宮平課長から、また同じようにこの図を見て分かったんですけれども、前とほとんど変わりはないということなんですけれども、施政方針にもありました。入札したけど落ちなかったということであるんですけれども、これは今後の見通しとしてどんなものですか。そこら辺、教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

3日間、よろしくお願ひいたします。ウェルカム・パークの配置については、先ほどお示した図面を参照していただければいいと思います。ウェルカム・パークは令和3年度、工事を実施する予定でございました。しかし8月に6社指名いたしまして、入札をかけたんですが、2社応札いただきました。しかし予定価格に達しなかったために、入札が不成立となって不落となっております。その後10月に再度、今度は6社指名したんですが、5社辞退いたしました。指名競争ですので、1社入札というのが成立しません。ですので不調ということになりまして、その後も発注を検討しておりましたけれども、時間的に発注を検討して、単年度事業でありますので、3月までに完了しないといけないということでありまして、工期の設定ができませんので繰越事業という手続を取らせていただいております。4月以降の発注、再度単価の見直しをして、4月に単価の見直し作業が入りまして、5月に入札という形にする予定となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。ただ、一番これちょうど、もちろん今隣に立派な建物ができていますが、そのそばが空き地になっていて、こう雨が昨日、おとといみたいな天気になると、そこに車が何台か止まっているんですけれども、やっぱり見えても非常に見苦しいというか、島の玄関口でもあるし、そばには立派な建物があるのに、イビヌメーは荒れ放題というか、ちょっと今そういう形なものですから、やっぱり島の玄関口としては、どうしてもそれを早めにやってほしいという希望もありまして、みつともないし、こっちもあるし、もちろん前、教員宿舎一番地もありましたし、この表通りにこういう空き地空間があると、島の何か、極端に言えば貧弱さがあるような形が見えてきて、早めに整備していただきたいなということを切にお願い申し上げて、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。あとは当初予算で目新しいこと、あるいはそういったものがあつたら、またそのときにお聞きしたいというふうに、冒頭に申し上げたようにそういう形を組んでいきたいと思っています。では一応これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

これで宮平喜文議員の一般質問を終わります。

続きまして、6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

おはようございます。3日間、よろしくお願ひします。明日は予算審議もありますので、ぜひスムーズに進行できればと思っております。さて、冒頭から新型コロナウイルスの件をコメントするのも、もう何回目でしょうかね。今回、第6波では子供たちへの感染もかなり広がりました、心苦しい思いです。感染状況については下げ止まると思いきや、また増加の傾向が見られ、何かと行事の多い年度末から新年度にかけてはまた人の交流が多くなると思ひますので、その後の感染状況が気になるところです。3回目のワクチン接種を終えた方も多くいらっしゃると思ひますが、もちろん未接種の方々もそうですけれども、お互い一度予防意識を高めて、感染収束に向けて取り組んで、この困難を乗り越えてまいりましょう。それでは早速、一般質問を通告書に沿って伺っていきます。

まずは定期的に意見を述べさせていただいている幼稚園教諭についてですが、先月2月から内閣府子ども・子育て本部より、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業という、ちょっと長い事業名ですけれども、分かりやすく言えば教育・保育の現場で働く方々の収入の引上げに必要な費用、約3%程度ですね。月額にすると9,000円程度を引き上げるための費用を補助しますよという事業ですけれども、執行部の皆さんはもう既に御承知の事業とは思ひますけれども、せっかくの補助事業ですし、ましてや確保するのに困難な幼稚園教諭への処遇改善ですから、これはぜひ遠慮なく活用すべきだと思ひますけれども、現時点でどのような対応がなされているか、伺いたしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

給与の件になりますので、私のほうの総務の管轄になりますので、私のほうで答えさせていただきます。ただいまの交付金事業では、まず本村で対象となるのは民間の保育所1か所、村立の幼稚園が対象となります。今、実施状況でございますが、そのうち民間の保育園については対象として今回の補正予算にも予算計上をさせていただいております。村直営の幼稚園につきましては村の直営の幼稚園ということでありまして、今回は対象外とさせていただいております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

この村の直営ということで対象外というのは、何か理由があれば。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

交付金につきましては、実は園の人件費等含めた運営費につきましては、算出方法は国の定めた公定価格というのがございます。いわゆる補助というのがございまして、民間の運営についてはこの補助を適用しているところがございます。一方、直営の幼稚園に関しましては村直営ということで村の予算で、村の財源を用いて運営をなしております。今回の交付金事業が、この公定価格の見直しによって賃上げということがございまして、民間には適用、村直営につきましてはしっかり直営の部分は人勤に基づく給与を支給しておりますので、それはもう十分であるということで今回このように民間保育園のほうは適用して、幼稚園のほうは今回は見送りとなったところがございます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ちょっと難しくて、私には分かりにくい部分があったんですけども、直営の分に関しては公定価格の見直しがあるから、その分でアップされているという理解でよろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

はい、そのとおりでございます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

はい、分かりました。ということは民間の保育に関しても、幼稚園の教諭に関しても、この公定価格の見直しによって10月以降も継続で、この給与のアップは継続されているということですよね。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

今回の交付金事業のスタートが2月、3月、年度内は2月、3月が対象となっております。あと補助の申請を今行っておりますので、また4月以降もこの補助の対象で予算取りはさせていただきます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。近隣では同じような規模の自治体があるんですけども、そこら辺は情報があれば伺いたいんですけども。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

県の取りまとめ情報によりますと、お隣のほうの渡嘉敷村はありと聞いております。粟国村は回答なしで、渡名喜村は全くなしということと、北大東村のほうもなしと、伊平屋村におきましてはありということと、各市町村やはりまちまちとなっているような状況となっております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

同じような規模の自治体なのに、これはなぜまちまちなのかというのがちょっと私には分かりにくいんですけども、どういう意味ですかね、それは。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

市町村の判断だと思います。やはり小さいところでは直営の幼稚園が多いと思います。例えばそういったところでは号給表を上げて適用しますと、退職時の退職手当等に非常に大きな差が出てくると思います。9、

000円分、上げてしまうと。だからそういったことで周りの方の職員との均衡を保つために取り入れていないのかなと考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。非常に勉強になりました。ありがとうございます。あと12月の定例会での一般質問でも伺ったんですけども、新年度からの幼稚園教員の配置の状況がどうなっているのか伺いたいですけれども、お伺いします。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

お答えします。現在、座間味幼稚園におきまして、今年度任用職員が2名退職する予定となっております。その中で1名は次年度、臨時的任用職員として確保しているんですけども、もう1名、今手配をしているところであります。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

前回の課長の答弁では、県内の短大生への募集を募って人員を確保したいということでしたが、そこら辺の人員の確保はどうなっていますか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

先ほどご説明した1名は、そのルートで確保しているところであります。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

それじゃあ、まだ1名足りないという感じですね。はい、分かりました。人員が確保できないことには、今いる教職員の負担にもなりますし、子供たちの教育や安全面にも大きく関わってきますので、ぜひ早めに探せるといいなと思っております。

そこでちょっと関連する質問に移りますけれども、座間味の学校の体育館横の旧座間味幼稚園跡地についてですけども、そちらに教員住宅を建設していただきたいです。もちろん予算の確保は簡単なことではないのはよく承知なんですけれども、そこですね。ちょっと私も私なりにネットで調べてみたんですけども、もちろん御存じだと思いますけれどもプレハブですね。今のプレハブの建物はピンからキリまで様々な種類がありまして、人が1人、2人快適に住めるようなプレハブの建物は結構あります。もちろん価格も、もうそんなに高くないと思います。二世帯でいいんですよ。とりあえず二世帯あれば、教職員の住宅を二世帯用意すれば、最低条件はとりあえずクリアできるんじゃないかなと思っております。できれば島に住宅がある、住む家がある人材を採用したいというのは確かに理想なんですけれども、ここ何年かは定期的に教員が確保できなくて、教育委員会も幼稚園側、園長や教員、また保護者も何度か、やっぱり冷や冷やすることがありました。もちろん場所は先ほど申し上げた体育館横の幼稚園跡地に限らず、どこでもいいんですけどね。とりあえず最低条件として幼稚園の教諭住宅は用意していただきたいと思っておりますけれども、それをどう進めて

いくか、見解を伺います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

お答えします。旧座間味幼稚園跡地利用についてですが、昨年、教育施設長寿命化計画を策定いたしました。その中で今後5年間の事業計画においては優先順位を踏まえ、校舎等を優先順位を高く持っていった、その辺から整備を進めていきたいなというふうに考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

校舎ですか。校舎。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

はい、校舎の修繕等を長寿命化計画に基づいて整備していきたいなというふうに考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ちょっと今分りにくかったんですけども、昨年から5年間の計画で、校舎の予定はあるんですけども、僕は校舎のことを聞いていなくて、幼稚園教諭の住宅のことを聞いているんですよ。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

今、この教員宿舎に関しましては現段階でこの計画の中に載っておりませんので、その辺に関しましては慎重に検討していきたいなというふうに考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

じゃあ住宅が足りない状況で、今後も対応していかないといけないということで理解していいですかね。これは今後非常に大きな課題となりますので、ちょっと教育長からも見解を伺いたいたいですけれども。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健教育長。

○ 教育長（垣花 健）

お答えいたします。まず課長が答弁した幼稚園の教員宿舎なんですけれども、これについては長寿命化計画に載っていないというのは、要するに補助メニューがないということでのことです。御質問にあります宿舎の建設の提案、ありがとうございます。旧幼稚園跡地の活用については幼稚園の宿舎も含めて、あの学校用地を子供たちにとって、よりよい使い方をみんなと検討しながら考えていきたいというふうに考えております。あと、やはり幼稚園教諭が村内で確保できないという状況が今出てきておりますので、将来的にはその辺の整備が必要かなというふうには考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。その幼稚園跡地が子供たちにとって、いい教育の場であるというのは非常にいい方向だと思います。とりあえず住居に関しては、その跡地じゃなくてもどこでもいいので、村有地があればぜひお願いしたいところです。よろしくお願いします。

ちなみに、お隣の渡嘉敷村でも以前にやはり同じ状況で幼稚園教諭を探すのに大分苦勞なされたようです。そこで渡嘉敷村は住宅を二世帯用意して、新規採用の幼稚園教諭には準備金として、何と50万円支給していたそうです。そう伺ってはいるんですけれども、そこまで当村で手厚くする必要はなくても、ここまでしないと探せなかったという実態です。なので、最近では座間味でもよちよち歩きの赤ちゃんもよく見られます。どんどん大きく成長していく子供たちのために、我々が体制を整えなくてははいけません。今後の安定化のためにも、ぜひ早急に建物も考えていただきたいと思っておりますけれども、これはもう本当に大きな課題なので、ちょっと村長からも見解を伺いたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。先ほどから人材の確保、イコール住宅の確保だという話は重々私どもも承知しておりますし、これまでも教育委員会からは御相談を受けておりますし、相談だけではなくていろいろな意見交換、まずは人材の確保をどうするんだというところから学校側と連携をして、学校というのは大学ですね。保育の大学側と連携をしながら人材の確保に努めよう。あるいは、住むところはどこのんだということはずっと議論をさせていただいているところです。御提案のあった話、幼稚園跡地に簡易なプレハブといいますか、コンテナハウス等いいんじゃないかという話もございしますが、やはり私ども行政といたしましては、しっかりと準備をするからにはちゃんとした建物を準備をさせていただいて、これはそれぞれの職種にということではなくて、定住促進という意味合いも込めてちゃんとした家、コンテナハウスがちゃんとしていないかといえ、私はちゃんとしていない家だと思っておりますので、そういった家に住んでもらうのではなくて、しっかりと設計を入れて整備をした形で、そういう幼稚園の先生だけではなくて民間事業者の方々、若い人たちのIターン、Uターンの人たちの受入れをできるような環境づくりをしたいというふうに考えているところでございます。

また、先ほどの50万円の支給という話も私たちの中でも議論をさせていただきましたが、一般的にここに移住される方、村民の方々との均衡を図るためにはそういった制度を持つべきなのか、持たないべきなのか。そういう制度をつくる場合に、どれぐらいの金額が適正なのかという議論も、まさしく今教育委員会とさせていただいております。そこも必要な場合には、また議員の先生方のお力添えもいただきながら、予算案としてこれからも促していきたいというふうに思っております。先ほど来、施政方針の中でお話をさせていただきました。まだ確定ではございませんが、今私どもが国と調整をしているのは、沖縄特定推進事業費を活用して民間企業にアパートを造ってもらおうという取組を今内々で進めておりまして、新年度、できるだけ早い時期に着手できればということで今鋭意取り組んでいるところでございますが、民間のアパートはできれば学校の先生にも入っていただきたい。要は教員宿舎に関しましても老朽化が激しい、プラス役場の職員が維持管理をしていくということで、維持管理費用含めた職員の負担も大変なものがございまして、そういった取組もやろうと思っております。そういったところも活用して、できるだけ住宅環境に関しましても、これは民間の方々だけではなくて公的な形で働いていただける方にも入っていただけるような事業をする。そして、いわゆる定住促進につなげる。さらには役場職員も含めて負担の軽減を図っていくということ

と併せて、国の補助金を活用することで家賃の低減化にもつなげていこうという取組をまさに今始めようとしているところがございますので、そういったところも含めて今しばらくお待ちいただきたいということと、御指摘にありますことをしっかりと受け止めながらも、教育委員会と鋭意取り組んでいるということだけは申し上げたいと思います。以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。いろいろ協議なされているようですので多少安心なんですけれども、でもこれはもう子供たちは大きくなっていくわけですから待たはきかないです。安定化のためにも、ぜひ早急に対応していただければと思います。よろしくお願いします。

続きまして軽石についてですが、すっかり新型コロナの影に隠れてしまい、話題がかなりなくなっていましたけれども、砂浜に打ち上げられた軽石が今少なくなっているわけでもなく、やはりあちこちの砂浜には相変わらず残っています。コロナの感染状況にもよりますが、そろそろ観光客も増えてくると思います。その前に、先ほど村長から施政方針の中でもコメントがありましたけれども、次年度の予算で対策事業費が組まれているようですけれども、今後どのように対応していくか、具体的に伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

それではお答えいたします。海岸については私のほうで、漁港・港湾については船舶・観光課のほうから答弁させていただきます。まず海岸についてですが、海岸については軽石の除去について3月下旬に沖縄県が主要海岸とビーチの除去作業を発注する予定となっており、4月から除去作業を開始する予定となっています。村は沖縄県が発注した後、その対応できていない部分について村のほうでその後発注し、対応したいと思っております。完了予定につきましても、沖縄県にはゴールデンウィーク前までに主要海岸とビーチについては完了してほしいというお願いはしております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

では3日間、よろしくお願いします。先ほど宮平産業振興課長からありましたように海岸以外、港湾と漁港について説明させていただきます。まず港湾につきましては現在大きい被害が特に見当たらず、また軽石、除去したものをビーチのものと一括して置いているものですから、今後県とどういうふうに対応するか、また産業振興課長のほうでやっているビーチの事業とくっついて、そちらのほうでやるかというのはちょっと県のほうとも調整していきたいと思っております。また、阿嘉漁協に関しては、以前よりは減少傾向であります。がしかし、風向きや潮の干満等により軽石が出たり入ったりしている状況ではございます。阿嘉旧港においては、漁港管轄である県の南部農林土木事務所、役場、ダイビング協会と調整を行って、流入防止のオイルフェンスの設置が県により、2月に終わったところであります。しかしながら、新港に関してはフェリーや高速船の出入りがありますので、設置は難しい状況となっております。現時点で阿嘉新港、旧港を合わせてトン袋で約100袋回収しておりますが、これにつきましては沖縄県が処理することとなっており、時期については6月から7月の予定となっておりますが、村としてはやはりトン袋がまた劣化して破損するおそれがあることから、もう少し早めに搬出処理ができないかということで今調整させていただいております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。除去の際に恐らく大きな機材が入ると思うんですけども、タイヤシャボですか、そのタイヤとかユンボとかのキャタピラーですね、それで軽石が潰れて、ちょっと砂浜が変色するんじゃないかなと懸念されるんですけども、そのあたりはどうお考えですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

沖縄県は現在本島のほうでの実施作業を行っておりまして、その機械での作業を行いながら、試行錯誤をしながらやっていると聞いております。人力と機械を組み合わせ、今言われたように潰したり、除去できなかったら砂を取ったりすることがあるということで、いろんな試行錯誤をしながら今検討しているものを取り入れて、座間味村のほうにはそういうことがないように実施していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。じゃあ白い砂浜がずっと残っていると思われまので、安心です。次の質問に移ります。

こちら継続をお願いしてまいりました阿嘉駐在所設置の件です。これも先ほど村長から施政方針の中にもありましたけれども、平成28年度から担当課とか村長も那覇署へ要望を出し続けて、進展があったようで新聞のほうにも掲載がありましたけれども、今後どのように協議を進めていくか、伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

本案件につきましては、我々のほうも非常に重要案件として捉えているところでございます。今回2月の県議会にて一般質問でも取り上げられて、県警の本部長から直接本村との調整を進めていくということで答弁を我々も新聞等で確認させていただいております。まだ具体的な調整は入っておりませんが積極的に担当者で連絡を取って、場所の選定であったり、今後の工程についての調整のほうを進めてまいりたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。毎回申し上げてきたんですけども、夜間に阿嘉、慶留間で凶悪事件が起きた場合、すぐにここからは駆けつけることができないので、設置は早急に対応していただきたいと思います。私からの質問は以上です。

○ 議長（中村秀克）

以上で宮平清志議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

続きまして、3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

3日間、よろしくお願いします。一般質問に入る前に、議員になって今年の9月で8年目になりますけれども、この8年の間にいろんなことがありました。そのときには津波の件で、災害の件でほとんど取り上げられていましたけれども、この8年の間にいろんなことがどんどん増えてきて、全国的にコロナの問題とか、ウクライナの戦争とか、そういういろんな災害とか、戦争問題、北朝鮮のミサイル問題、そういう問題がどんどんと本当に増えてきていますね。もう世界情勢が。これがどこまでこういうのがどんどん増えてくるのかなと、本当に寂しいなと思うんですよね。ウクライナ情勢なんか見たら、本当に毎日のようにこのテレビのニュースでやっていますけれども、私たちの力で何とかできないかなと毎日のように思っているところでございます。それをぜひ皆さんの力で、何とか停戦してもらいたいと思います。以上ですね。ぜひこの協力をお願いします。

私の一般質問に入りたいと思います。前回に一応コロナのオミクロンの件で、やっぱり米軍基地から拡大するんじゃないかなと、沖縄は。それがやっぱり案の定、沖縄からオミクロンが始まりまして、これで本土のほうに移り、それが第6波として、そういうような状況が起きました。それがやっぱりコロナの件で大変なことになりまして、一番目にワクチンの第3回目の接種率が70%という所信表明の中で、村長の中でありましたけれども、本当に70%行くというのは本当にすばらしいことだなと。全国で先月末で22%と。全国でもすごい悩んでいるんですよね、これは。22%ということで。我が村では、この70%というのは本当にすばらしい結果なんですね。これはもう本当に皆さんの御協力で、ここまで達成させられたことは本当にお疲れさまでございます。ありがとうございます。それで、村内でその間コロナにかかって……、まずコロナにかかった方が何名いらっしゃるか。その辺を、この2年の間に。それをお聞きしたいんですけども。それで、その中で無症状、軽症、中症、重症、それがそこに値するところが、この人数を教えてくださいなと思うんですけども、これをお聞きしたいんですけども、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

感染状況があった場合には村の防災無線で発表したり、また村のホームページ上でも公表させていただいております。これまで、最初感染された令和2年12月29日から今年の令和4年2月2日まで、累計で32名の方が村のほうで感染が確認されております。この32名につきましては保健所からの報告の数字となっております。また、軽症とか重症等につきましては個々の病状によりますので、ちょっと村のほうでもそこまで把握していない状況がございます。一応感染者数で言いますと、32名を記録しております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ありがとうございます。なぜ私がこれを聞いたかと言いますと、今かなりコロナの後遺症、それが今す

ごい問題になっているんですよ。それに対する国としてもメンタルヘルス、それに物すごい力を入れようということで、今その予算を投じているみたいですが、それをどういう形で我が村はどこまでどういう状況になっているのかということをお聞きしたかったなと思ったけれども、その32名に対してですね。それはやっぱり今、国会でも結構メンタルヘルスに対してかなり質問をやられていましたので、それをぜひ調べて、そういう形でこの後遺症が残っているんじゃないかとか、そういうものをぜひ調べて行動に移してもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ありがとうございます。しっかりと対応していきたいと思っているところではございますが、ただ一般論ですがこの数字、今回座間味村で32名という話が出ておりますが、行政においても例えば急患搬送の位置づけで搬送された感染者の方の名前は把握しておりますが、保健所から、例えば私たちが分からないところで、携わらない部分での発生も中にはございます。ですので、32名全員の名前を私たちが分かるかと言うと、実は分からないという状況もありますので、そういった方々に対するフォローアップ、何ができるのかというのは非常に大きなテーマとなっております。そこも含めてできる範囲のことをしっかりやっていきたいということだけは申し上げたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ぜひよろしくをお願いします。あと一つですね。コロナ禍の中で小中学校の授業の日数に対してお聞きしたいと思いますが、この日数が196日から205日というのが設定されているわけですよ。この設定の枠内の授業が受けられているのかという、このコロナ禍の中でですね。その辺を教育委員会にお願いしたいんですけども。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

村内の授業日数についてですけども、特に授業日数が足りないとか、そういった問題等は発生しておりません。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

じゃあ授業日数は一応満たされているということですね。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

はい、おっしゃるとおりです。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。あともう一つは、先ほど宮平喜文議員もおっしゃっていましたが、私たちもこの前、

コロナに対しての講義を受けてきたんですけれども、その講義の中で第7波が絶対来るだろうと、そういうような講義を受けたんですけれども、それでおとついの新聞ですかね、八重山のほうで独自でまん延防止を検討していると、そういうふうに新聞に載っていました。これがですね、そういう検討が出ているということですので、もし我が村でそういうようなコロナが蔓延した場合には、独自で我が村独自で蔓延防止というものはできることなのかということをお聞きしたいんですけれども、よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・住民課長。

○ 総務・住民課長（宮平壮一郎）

ただいまの件ですが、これまで我々の感染対策としましては国、そして県のほうからの通知に基づくことでしっかりと実施してきておりました。これで村内で大きなクラスター等も発生していなかったところでございますが、もしやはり今後第7波が心配されます。村独自で必要ということであれば、また課内で検討したいということを考えています。ただ、現時点では今独自の考えというのは今持ち合わせてはおりません。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。やっぱり観光地として、石垣、宮古、座間味村、慶良間諸島、国立公園ですね、これは観光地として離島でも一番活気づいているところですので、これは独自にそういうようなまん延防止になる可能性も出てくると思いますので、やっぱりこれからシーズンを迎えてくるわけですから、5月と。5月のゴールデンウィークなどにまん延防止、これだけの観光客が入りますので、それが絶対というようなことはないと思いますので、それはその時点でぜひ、石垣がクラスターが始まっていますので、そういうようなまた検討も出てくるんじゃないかなと思いますので、この辺はぜひよろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ありがとうございます。この辺のまん防といいますか、対処方針に関しましては国、県に基づいて座間味村もさせていただいているというのが事実でございますが、ただ、そういった状況の中でも座間味村の独自の対処方針の仕方として、例えば分かりやすいのは高速船の運休等がございます。そういったことも含めますと、先ほど来話がある観光地である座間味村のまん防の在り方、いわゆる対処方針の在り方はどうすべきかというのは非常に悩ましいところでございます。それをやることにやって観光客の足を止め、村民の足を止めることが座間味村全体の経済にとってどうなのか。その以前に安心安全を守るためには何を行うべきなのか。それに伴う予算措置といいますか、救済措置といいますか、民間事業者、あるいは教育に対するフォローアップというのは何ができるのか。そういったのを総合的に判断しないといけない状況が出てくると思っております。観光地じゃなければ閉鎖をして、もう鎖国のようなことをしても患者が発生しなければそれでいいんでしょうが、そういったことができる環境にない経済状況といいますか、産業の構造になっておりますから、その辺はしっかりと100%の答えは出ないと思いますが、100%に近いような対処方針を私たちがつくれるのかどうか、そこをしっかりと考えていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。ぜひよろしく願います。では、これについてオミクロンの新しい、先ほど宮平喜文議員が言っていましたけれども「BA. 2」の新しいコロナですね。これが感染率が1.4倍ということで、今沖縄県では2人見つかっています。1人が米軍基地からですね。一般の方が1人ですね。それが感染率が1.4倍ということで、これがどれぐらいまで広がるのかというのが、やっぱり行政のほうも情報を収集して、早急に対策してもらいたいと思います。コロナに関しては以上ですね。

あと阿嘉新港の駐停車禁止などについてお伺いしたいんですけども、まず村民からの送迎場所、場所をじゃあどこにすればいいのかということが、そういう声が聞こえていますので、この辺をどういう形で、どういうふうにとすることでやっぱり説明がほしかったなというのがあるんですけども、それについてお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

まず3日間、よろしく願います。今、垣花太郎議員からお話がありました件ですが、阿嘉のターミナルの今現在、最近ですが車線が引かれているところの話でよろしいでしょうか。そこにつきまして説明させていただきます。まず住民のほうから、向こうにフェリーの入港時に車が数台止まっていて、村民の方から車の陰から人が飛び出してきたりして大変危険という話がありまして、実際阿嘉・慶留間出張所の職員にそこを一回確認してもらい、やはり職員も見たら車がずっと駐停車されていて、歩行者が危険ということを感じたため、駐停車禁止の線を引かせていただいております。以前におきましてはカラーコーン等を置きましたが、なかなかそれがちょっと利用者には分かりづらいということで、今新たに線を引かせていただいております。今新たな乗り入れ場所として、高速船が停泊するバースの前の駐車場を今現在御利用してくださいと貼り紙をさせていただいているところであります。しかしながら、やはり高齢者や体の不自由な方に関しては、そこから歩くのはきついだらうということですので、一時停車ですね。運転手が確認できる時間において、向こうで乗り降りをできるように配慮していきたいとは考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

言っているとおり確かにそうですね。安全面では本当に危険だなと前々から私も思っていました。これはもう確かです。これは駐停車禁止にするのも確かに分かりますけれども、やっぱりお年寄りとか体が不自由な方なんかも乗り降りできるような場所を近いところに造ってあげたいというのが私の気持ちだったものですから、それに対してどうだろうと思って、それで質問させてもらったんですけども、クイーンバースの前はどうしてもキャストを引っ張れないんですよ。キャスト付きのカバンを持っている方がほとんどなんですよね。もう砂利道ですので、それはちょっとかわいそうだなと思うんですよね。これを何とか、急遽だとは思いますが、それを漁港と何とか相談して、これはその場所をアスファルトかコンクリートかを敷いてキャストが引っ張れるような、お客さんがやっぱりキャストを引っ張って旅に来ますので、それを砂利道の上ではみんな担いでいるみたいですので、それはやっぱりちょっと見苦しいというか、ふびんといいますか、それを感じているものですから、ぜひ皆さんの力であそこにコンクリートを敷いて、駐車場というか、送迎場所という立派な送迎場を設置していただきたいなと思います。よろしく願います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

今、垣花太郎議員がお話ししたとおり以前も中村 勇議員からも質問がありまして、やはりうちらもその砂利のところはちょっと整備が必要かなとは思っております。しかしながらやはり県管理の、用途がそういう用途になっていませんので、用途も含めたそういったアスファルトの舗装など、そういったのももう少し次年度から県のほうに要望して、阿嘉港の実情をちょっとお話しさせていただいて、極力前向きにやっていただけるような方法を見つけながら、県と調整していきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

クイーンも立派なクイーンができていますので、フェリーも立派なフェリーができていますので、やっぱり着いた途端、いきなり砂利道の上を歩くというのはちょっと寂しいなと思います。ぜひ舗装をお願いします。県に努力して、お願いします。できるように。

あともう一つ、2つ目ですね。港湾内の台風の高波について、防波堤の一部が撤去されているということについて住民のほうから不安の声があるものですから、今までやっぱり、私もちょっと見たんですけども南西の波になると、これまでは灯台があったところのテトラポットで波が消されていたんですよ。それがテトラが撤去されているものですから、その波がそこに当たって、そのまま新港のスロープのほうに上がってくるように、というような住民の方が言っている方もいますので、それが新港のスロープのほうには船が台風時には泊められないんじゃないかということで、高波がそのまま上がってくるんじゃないかということで、そういう不安な声が聞こえていますけれども、これはどうでしょうかねと思ひまして。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

一応今の工事の件につきましては事業実施主体が沖縄県であり、沖縄県が調査・設計に基づき整備改良をされているところであります。まず阿嘉漁港の新港については、この改良に至った件に関しましては、やはりフェリーの大型化に伴い、入出港が厳しいということで港の改良を依頼したところで、今現在の工事に至っているところであります。この防波堤の改良や航路の港口の拡張とか、道路護岸の改良の整備工事をそれに基づいて行っています。また、御質問の高波に関してですが沖縄県に確認したところ、現地での波の観測などを行って、解析を行った上で設計基準等に基づいて構造物の配置などを行っておりますので、現段階では問題ないという回答を得ております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

一応台風が来ないと分からないことなんですけれども、これは起きてからは遅いとは思いますが、私も島にいるときに台風時の高波のときに港に行ってみたんですけども、あの防波堤を超えてくるような波が多数ありますので、あの波はどこに行くのだろうなということでの心配もあります。でも台風が来てどうなるかというのは、やっぱり結果を見なきゃ分からないんですけども、ある一部の専門の方が「危ないんじゃないか」ということで話があったものですから、それは一応出してもらいました。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

まだ最後まで事業化までは進んでいないんですが、今逆に港口を削った分、また慶留間側に防波堤の設置の予定も検討しておりますので、その辺はまたしっかり波が入らないような、別で対策は取る考えもありますので、その辺はまた県と調整していきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。それも全然分からないものですから、そういう質問をさせてもらいました。ありがとうございます。ここまで考えているとは私も全然分からなかったものですから、多分村民も全然知らない、阿嘉の区民も知らないと思います。分かりました。では、ぜひよろしくお願いします。

あともう一つですね。船上げ場についてのスロープについて、段差の不便な声が出ています。これはもう台風が来るたびに、このスロープが凸凹になると。それで、もう今これまで3回目で、直すのに2か年以上かかっています。それがこの原状復帰というものに対して、やっぱり住民というのが一部、公共事業に対しての税金の無駄遣いじゃないかと、そういうような声も来ていますね。もう今、原状復帰ということに対して。原状復帰になったら、また同じようなことが起きるということを分かっておきながら、また原状復帰するということで、これは3度目の、このスロープを壊されるといいますか、そういうことがあるものですから、これを何とか県と強化できるような、食われないような方法で、やっぱりそれをぜひ壊れない方法の、強度の強いスロープを造ってほしいなというのが住民からのお願いでありますので、ぜひ県と相談してほしい。現在凸凹の状態にあります。船を下ろすのに物すごい苦労していますね、皆さん。この辺について県とぜひ、今までの現状復帰じゃなくて、もっと強い造り方をしてほしいなという要望がありましたので、ぜひこれをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

今ちょうど担当者のほうと沖縄県でやり取りをしていて、まず御指摘のありました段差の災害復旧について、今のところ終わっているところであります。しかしながら段差が生じているのは、やはりうちの担当も、私も、県のほうも再度確認しております。今現在、その被災対策の新たな設計を次年度行う予定と聞いております。その後、また新たな対策工事を令和5年度には行いたいと、ちょっと時間はかかりますが、今そういう段取りで進めているところであります。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

補足させていただきます。基本災害復旧というのは、原状復帰というのが大原則で、これは村とか県とかじゃなくて国全体の話でございます。それを覆したのは、例えば慶留間の道路はそういうことで、あまりにも激甚だったものですから補強させていただいたという過去はございますけれども、基本的にそういったことがございますので、今課長から話があった災害対策の設計を新たに行うことで、いわゆる災害復旧ではな

くて新たな事業としてやることで、より被災をしないような環境づくりをしたいというような今の計画ということでございますので、そこはぜひ御承知おきいただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。立派ですね。ありがとうございます。

あともう一つですね。陸上への泊められている船が下ろしにくいと。どうしてかと言いますと、入り口が全部塞がってしまって、誰が後に泊めたどうのこうので住民同士が、船持ちの方がちょっとそういう「あなたが最後に揚げたんだ」とかいろんなことで道を塞いだ方がいるということで、それを何とかいい方法で解消できないかなと思って、それをちょっと質問させてもらっているんですけども、これは何かいい方法はないかなと思ひまして、ぜひお願いしたいんですけども、いい方法はありますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

これも以前、垣花太郎議員からお話がありまして、以前に一度だけ阿嘉のほうで住民説明会をさせていただきました。その中でもやはり利用者の立ち位置といいますか、漁業組合に加入されている方、ダイビング協会に加入されている方、また一般の方と様々いらっしゃいまして、その中でもどうしても漁港でありますので漁業者のほうから意見が出てきて、結論までは至らなかったんですが、確かに垣花太郎議員がおっしゃっているようにやはりみんな、漁業者も、ほかの方も使う港ですので、やはりある一定のルールとかマナーは必要なかなと感じております。そのためにやはり村だけではなくて、次回からは年度が始まってから漁業協同組合もちょっと間に入っていただいて、その利用の仕方について一定のルールがつくれたらなと思っておりますので、またそのときにルールの在り方については、地元であります太郎議員とか勇議員の意見も聞きながら、そういった仕組みづくりをつくれたらなと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。立派な意見ありがとうございます。ここまで立派にできていると思わなかったです。これを実行できるような形で、ぜひお願いします。私の質問は以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番はないですか。

○ 3番（垣花太郎議員）

5番は解決しましたので、これはアウトにします。

○ 議長（中村秀克）

これで垣花太郎議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

午前に引き続き、一般質問を行います。

5番 中村 勇議員。

○ 5番 (中村 勇議員)

じゃあ最後になりましたけれども、昨今、テレビの番組でも報道されているウクライナの戦争とか、コロナ禍の問題とかで大変な世の中ではありますが、私のほうは看板等の設置についてということで質問したいと思います。阿嘉・慶留間島内においてですが、キャンプ等はできないことになっています。車両などを持ち込んだの棧橋、あるいは路上に止めて釣りなどをしたりしているのをよく見かけられます。マナーを守らせるためにはほとんどころに看板を設置する必要があるべきだと考えますが、伺いたいと思います。

○ 議長 (中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長 (松田 力)

お答えします。看板の件につきましてですが、以前阿嘉区の総会において、港付近の看板の設置の要望が出ておりましたので、それを踏まえて各港ですね。座間味島も含めて看板の設置をさせていただいているところでもあります。内容につきましては、ごみは持ち去る。船の路線にさおを投げない。漁港利用者には迷惑をかけない。キャンプ・野宿禁止などといった記載の看板を各港に設置させてもらっています。今勇議員がありましたように、ほかに要望箇所などがございましたら適宜対応していきたいと考えております。また、船や港の窓口等についても、そういった貼り紙を検討していきたいと考えております。

○ 議長 (中村秀克)

5番 中村 勇議員。

○ 5番 (中村 勇議員)

現状として、特に夏場シーズンに向けてですがよく見かけますが、阿嘉公園の休憩所とか、そこにやっぱり釣りをした帰りに人が寝泊まりをしたりとか、このベンチで寝泊まりしている状況であります。周囲から見たら見苦しい状況にある場合もあるそうですが、どう思いますでしょうか。

○ 議長 (中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長 (松田 力)

やはりその辺に関して、各区民の捉え方だと思っております。例えば朝起きて公園に寝ていた方がいらっしゃっていても、ただ公園に遊びに来て昼寝しているときもあるかもしれませんし、その辺は実際細かい詳細については今答えられることではないと思いますが、そういったマナーの周知は事前に行えるような環境は、先ほど申しましたように船や港の窓口にも、またほかに要望箇所がありましたら、そういったところにも看板等を設置して周知していきたいと思っております。

○ 議長 (中村秀克)

5番 中村 勇議員。

○ 5番 (中村 勇議員)

看板を立てることにより、いろんな条件のルールなどが守られていくと思いますので、よろしく願います。

それから松田課長に再度お願いがありますが、いいですか。よろしいでしょうか。以前にも質問してお願いしていますが、現在、阿嘉港ターミナルに置いてある看板があると思います。それを、慶留間の住民からも要望でありますので今お話ししますけれども、慶留間集落入り口付近にこの看板を立てるよう要望したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○ 議長 (中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

じゃあ今の要望を受けて、早急に対応していきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

今の話は以前にも話ししていますが、ぜひそれが実現できるようにお願いしたいと思います。そのような質問をした中で、村は観光地として国立公園に指定されているところであり、島々の楽園の光景として看板などを設置することにより、訪れる人たちの心に感動の体験などができればと願っています。そういう意味で、ぜひこれから夏シーズン本番を迎えますけれども、看板が早めに立てられるようお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

日程第7．議案第5号 令和3年度座間味村一般会計補正予算（第14号）についてから議案第10号 令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてまでの提出議案の一括説明を求めます。
宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

では議案の説明をさせていただきます。議案第5号から10号、明日の議案につきましても、せんだって行われました全員協議会の中で詳細は説明をさせていただいておりますので、表だけを読み上げて説明に代えさせていただきますと思います。

議案第5号

令和3年度座間味村一般会計補正予算（第14号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村一般会計補正予算（第14号）

令和3年度座間味村一般会計の補正予算（第14号）は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,487千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,190,863千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和4年3月8日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		85,683	△9,134	76,549
	1 村 民 税	32,965	314	33,279
	2 固 定 資 産 税	41,480	△8,500	32,980
	3 軽 自 動 車 税	4,002	69	4,071
	4 た ば こ 税	4,236	△887	3,349
	5 法 定 外 目 的 税	3,000	△130	2,870
9 地 方 交 付 税		1,033,094	28,805	1,061,899
	1 地 方 交 付 税	1,033,094	28,805	1,061,899
11 使用料及び手数料		66,955	△6,294	60,661
	1 使 用 料	60,276	△4,610	55,666
	2 手 数 料	6,679	△1,684	4,995
12 国 庫 支 出 金		209,329	673	210,002
	1 国 庫 負 担 金	34,673	589	35,262
	2 国 庫 補 助 金	173,244	84	173,328
13 県 支 出 金		311,522	△3,637	307,885
	1 県 負 担 金	14,798	△287	14,511
	2 県 補 助 金	267,390	△3,318	264,072
	3 県 委 託 金	29,334	△32	29,302
15 寄 付 金		634	2,144	2,778
	1 寄 付 金	634	2,144	2,778
16 繰 入 金		151,997	△9,079	142,918
	1 特 別 会 計 繰 入 金	22,481	△9,079	13,402

款	項	補正前の額	補正額	計
18 諸 収 入		13,011	11,009	24,020
	1 延滞金、加算金及び過料	263	△166	97
	4 雑 入	12,747	11,175	23,922
19 村 債		197,603	△10,000	187,603
	1 村 債	197,603	△10,000	187,603
歳 入 合 計		2,186,376	4,487	2,190,863

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		34,501	△2,722	31,779
	1 議 会 費	34,501	△2,722	31,779
2 総 務 費		577,137	14,041	591,178
	1 総 務 管 理 費	537,203	14,178	551,381
	2 徴 税 費	16,598	△771	15,827
	3 戸籍住民基本台帳費	16,959	634	17,593
3 民 生 費		207,564	△15,550	192,014
	1 社 会 福 祉 費	126,754	△15,936	110,818
	2 児 童 福 祉 費	80,781	415	81,196
	3 生 活 保 護 費	29	△29	0
4 衛 生 費		320,496	1,793	322,289
	1 保 健 衛 生 費	147,615	8,935	156,550
	2 清 掃 費	172,881	△7,142	165,739
6 農 林 水 産 費		55,685	△2,708	52,977
	1 農 業 費	21,121	△2,067	19,054
	2 林 業 費	19,758	△496	19,262
	3 水 産 業 費	14,806	△145	14,661
7 商 工 費		160,416	△10,314	150,102
	1 商 工 費	160,416	△10,314	150,102
8 土 木 費		281,186	△2,979	278,207
	1 土 木 管 理 費	25,684	△354	25,330
	2 道 路 橋 り よ う 費	47,808	△406	47,402
	3 河 川 費	4,885	△41	4,844
	4 港 湾 費	107,194	△536	106,658
	7 空 港 費	23,571	△1,642	21,929

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消 防 費		42,349	236	42,585
	1 消 防 費	42,349	236	42,585
10 教 育 費		371,243	△14,057	357,186
	1 教 育 総 務 費	126,533	△7,488	119,045
	2 小 学 校 費	145,593	△4,705	140,888
	3 中 学 校 費	16,183	△397	15,786
	4 幼 稚 園 費	33,394	△853	32,541
	5 社 会 教 育 費	21,499	△499	21,000
	6 保 健 体 育 費	28,041	△115	27,926
12 公 債 費		128,087	△3,892	124,195
	1 公 債 費	128,087	△3,892	124,195
13 諸 支 出 金		4,712	40,639	45,351
	2 公 営 企 業 費	4,712	40,639	45,351
歳 出 合 計		2,186,376	4,487	2,190,863

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額(千円)
2 総務費	1 総務管理費	弁護士報酬料	4,468
		用地登録手数料	60
		用地購入費(座間味・阿佐)	2,524
		総合計画策定業務	11,990
		マイナンバーカードワンストップ手続き改修業務	1,525
4 衛生費	2 清掃費	座間味村リサイクルセンター施設整備事業 監理業務	9,900
		座間味村リサイクルセンター施設整備事業 工事請負費	94,000
6 農林水産費	1 農業費	農業振興地域整備計画策定業務	5,335
7 商工費	1 商工費	(一括) ウェルカム・パーク整備事業 監理業務	2,673
		(一括) ウェルカム・パーク整備事業 工事請負費	46,793
8 土木費	2 道路橋りょう費	(一括) 阿嘉地区観光道路整備工事	35,594

款	項	事業名	金額(千円)
10 教育費	1 教育総務費	(一括)座間味村戦跡及び戦跡記念碑等環境整備施工監理委託費	1,430
		(一括)座間味村戦跡及び戦跡記念碑等環境整備	26,849
	2 小学校費	阿嘉小中学校校舎改築施工監理委託業務	2,597
		阿嘉小中学校校舎改築工事請負費	92,342
合 計			338,080

議案第6号

令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計の補正予算(第2号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,358千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ228,821千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		33,859	△9,358	24,501
	1 国民健康保険税	33,859	△9,358	24,501
歳入合計		238,179	△9,358	228,821

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		10,188	△279	9,909
	1 総 務 管 理 費	10,160	△279	9,881
9 諸 支 出 金		22,531	△9,079	13,452
	3 繰 出 金	22,481	△9,079	13,402
歳 出 合 計		238,179	△9,358	228,821

議案第7号

令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ208千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,578千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		4,104	△336	3,768
	1 後期高齢者医療保険料	4,104	△336	3,768

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		2,972	128	3,100
	1 一般会計繰入金	2,972	128	3,100
歳入合計		7,786	△208	7,578

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		208	△208	0
	1 総務管理費	208	△208	0
歳出合計		7,786	△208	7,578

議案第8号

令和3年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第5号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出

座間味村長 宮里 哲

令和3年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第5号）

令和3年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第5号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,275千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ760,839千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月8日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		430,087	100,725	530,812
	1 運航収入	425,085	60,910	485,995
	3 営業外収益	860	39,815	40,675
6 村債		202,000	△105,000	97,000
	1 村債	202,000	△105,000	97,000
歳入合計		765,114	△4,275	760,839

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運航費用		458,485	△2,664	455,821
	1 旅客費	2,887	△282	2,605
	5 燃料潤滑油費	184,872	6,830	191,702
	6 養缶水費	1,620	△250	1,370
	7 港費	3,420	△93	3,327
	8 雑費	1,503	518	2,021
	9 船費	263,410	△9,387	254,023
2 営業費用		179,764	△15,935	163,829
	1 保険料	7,011	△170	6,841
	3 船舶備船料	67,073	△3,636	63,437
	4 航路附属施設費	4,972	△470	4,502
	5 店費	100,708	△11,659	89,049
4 事業税費		30,000	14,324	44,324
	1 営業外費用	30,000	14,324	44,324
歳出合計		765,114	△4,275	760,839

議案第9号

令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出

座間味村長 宮里 哲

令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）

令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算（第6号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,512千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ239,152千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

令和4年3月8日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業収入		27,075	0	27,075
	1 営業収入	27,075	0	27,075
3 繰入金		93,985	11,088	105,073
	1 繰入金	93,985	11,088	105,073
8 村債		58,600	△13,600	45,000
	1 村債	58,600	△13,600	45,000
歳入合計		241,664	△2,512	239,152

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		188,988	△800	188,188
	1 営業費	188,988	△800	188,188
3 前年度繰上充用金		10,000	△1,712	8,288
	1 前年度繰上充用金	10,000	△1,712	8,288
歳出合計		241,664	△2,512	239,152

第2表 地 方 債 補 正

単位：千円

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
公営企業債（簡水）	43,100	△13,600	29,500	（借入方法） 証書借入又は証券発行による。 （借入時期） 令和3年度。 （ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる）	年6%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
計	43,100	△13,600	29,500			

第3表 繰 越 明 許 費 補 正

款	項	事 業 名	金額（千円）
1 簡易水道事業費	1 営業費	管路工事現場管理委託	1,470
		阿真地区管路更新調査設計委託	5,940
		簡易水道事業施設整備（管路整備）	114,469
合 計			121,879

議案第10号

令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第5号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第5号）

令和3年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算（第5号）は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110,027千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和4年3月8日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 下水道収入		10,024	350	10,374
	1 下水道収入	10,024	350	10,374
歳入合計		109,677	350	110,027

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		87,216	350	87,566
	1 下水道事業費	87,216	350	87,566
歳出合計		109,677	350	110,027

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額(千円)
1 簡易水道事業費	1 営業費	ストックマネジメント国庫補助事業 施工監理	2,000
		ストックマネジメント国庫補助事業 工事請負費	40,000
合計			42,000

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長(中村秀克)

これで提出議案の説明は終わります。

日程第8. 議案第5号 令和3年度座間味村一般会計補正予算(第14号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 令和3年度座間味村一般会計補正予算（第14号）についてを採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第5号 令和3年度座間味村一般会計補正予算（第14号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第6号 令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第6号 令和3年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10．議案第7号 令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第7号 令和3年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第8号 令和3年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 令和3年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第8号 令和3年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第9号 令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

全協のときも少し伺ったんですけども、歳出の9ページ、水道施設費の区分で10の需用費、海水淡水化施設光熱水費なんですけれども、濁水の影響で海淡の施設の稼働率が上がったということでしたけれども、光熱水費が増額したと全協で伺っていましたが、通常の平均の稼働率のときと比較して、どの程度費用が上がったのか、ちょっと伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えいたします。通常が20万円程度となっております。今回24時間することによって、約倍になっております。40万円程度になるという話になっております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。じゃあ大体5倍ぐらいの稼働があったという理解でよろしいでしょうか。はい、ありがと

うございます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第9号 令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第10号 令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第10号 令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

本日は、これをもって散会いたします。

散 会（午後1時58分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 中 村 勇

署名議員 宮 平 清 志